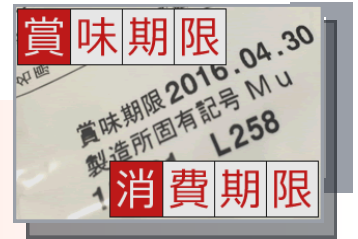


期限表示



容器包装された加工食品には、期限表示が義務付けられています。(一部商品を除く)
期限表示には下記の2種類があり、どちらかを表示します。

分類	対象食品の例	意味
消費期限	弁当、調理パン、そうざい、食肉、生めん類など	品質(状態)が急速に劣化しやすい食品に表示します。 表示された期限までは、食品の腐敗、変敗その他の衛生上の危害が発生する恐れがないと認められる期限のことです。
賞味期限	スナック菓子、即席麺類、缶詰、牛乳、乳製品など	食品の品質劣化が比較的緩やかな食品に表示します。 おいしく食べられる期限のことです。期限を過ぎてもすぐに食べられなくなるわけではありません。

表示する期限は、定められた方法で保存した開封前の状態の期限です。表示可能な面積が小さくても期限表示を省略することはできません。

「食肉」や「生食用切り身またはむき身の魚介類」など、一部の生鮮食品でも期限表示が義務付けられています。

輸入食品以外においては製造業者、加工業者または販売者が、輸入食品においては輸入業者が、**製品の保存試験等の結果などの科学的・合理的な根拠に基づき期限を設定**する必要があります。

期限表示検査の種類	検査内容の例 ※
理化学試験	pH、水分、水分活性、酸価、過酸化値、酸度、糖度など
微生物試験	一般生菌数、大腸菌群、食中毒菌、食品衛生法の成分規格など
官能試験	外観、味、においなど

※「食品期限表示の設定のためのガイドライン(消費者庁)」や業界団体等のガイドラインを参考にしましょう。

消費者等から期限表示の根拠を求められた場合、情報提供できるようにしておきましょう。



(公社)鹿児島県薬剤師会 試験センター

電話 099-253-8935 FAX 099-255-2850

HP <http://www.minc.ne.jp/kpa-siken>

令和元年9月1日改訂